



夏季死亡災害ゼロ101日運動通信

【運動期間：令和5年6月1日～令和5年9月9日】

令和5年
7月号

夏季死亡災害ゼロ101日運動が展開中です

現在「夏季死亡災害ゼロ101日運動」が展開中であり、死亡災害ゼロを達成するために、引き続き各事業場においては、安全衛生管理体制を強固なものとし、労働者一人ひとりの安全衛生意識の高揚を図り、労使双方の協力のもと労働災害の防止への取り組みをお願いします。

運動の重点事項を改めてご確認をお願いします

- ① 墜落災害をなくそう！
- ② 熱中症をなくそう！
- ③ 車両系建設機械、車両系荷役運搬機械、車両系木材伐出機械、移動式クレーンによる災害をなくそう！
- ④ 加工機械、コンベアへのはさまれ・巻き込まれ災害をなくそう！
- ⑤ 交通労働災害をなくそう！

さらに詳細な取組事項については、運動のチラシでご確認ください。



全国安全週間が始まります！

期 間：7月1日（土）～7日（金）

スローガン：高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場



今年も全国安全週間の時期となりました。

実施事項は下記のとおりです。各事業場で活発な取り組みをお願いします。

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の刑事、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥ 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施



熱中症対策にも取り組みましょう！

1. 7月は『STOP!熱中症クールワークキャンペーン』の重点取組期間です



重点取組期間に
すべし

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等の徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症リスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急車を要請



2. 『熱中症ガイド』をご活用ください

絵が多く、文字数も少なく大きいため、とても見やすい資料です。全91ページで、さまざまな情報を学ぶことができます。



転倒防止対策の推進方法が新しくなりました

令和5年5月15日付け基安発0515第1号により、新しい転倒防止対策が示されました。
(これにより「STOP!転倒災害プロジェクト」は終了となります。)



変更点としては、「ソフト面（特に高齢労働者の身体機能の低下への対策）の考え方が追加されたこと」「転倒形態別のより具体的な取組例が示されていること」があります。

なお、リーフレットとして、「事業場担当者等向けのもの」と「(事業場から労働者へ伝える)労働者向けのもの」がありますので、使い分けてご使用ください。

【「つまずき」等による転倒災害の原因と対策】

- (なし) 何もなかったところにつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)
➢転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)
➢バックヤード等も含めた整理、整頓 (物を置く場所の指定) の徹底
- 通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)
➢敷地内 (特に従業員用通路) の凹凸、陥没穴等 (ごくわずかなものでも危険) を確認し、解消
- 作業場や通路以外の障害物 (車止め等) につまずいて転倒 (8%)
➢適切な通路の設定
➢敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)
➢設備、什器等の角の「見える化」
- 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
➢転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

リーフレットにはこのほかに、「滑り」による転倒災害の原因と対策、「体力チェック」「ロコモチェック」「骨粗鬆症検診」などのことも書かれています。

足場からの墜落防止措置が強化されます。
(労働安全衛生規則が改正されます)

令和5年10月1日～(一部は令和6年4月1日～)

- ① 一側足場の使用範囲が明確化されます
幅が1m以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。
- ② 足場の点検時には点検者の指名が必要になります
事業者及び注文者が足場の点検(つり足場を含む。)を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。
- ③ 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります。
足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

詳しくはパンフレット等でご確認下さい。



トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。

(労働安全衛生規則が改正されます)

令和5年10月1日～(特別教育は令和6年2月1日～)

- ① 昇降設備の設置及び保護具の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます
これまで最大積載量5t以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2t以上5t未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護具の着用が義務付けられます。
- ② テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業作業への『特別教育』が義務化されます
テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。
- ③ 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます。
運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の一層防止措置は引き続き必要です。



←転倒に関するリーフレット

労働災害発生状況 (令和5年分(令和5年5月末現在))

- ◆ 令和5年5月末現在の休業4日以上労働災害発生件数は85人で、急増した前年の同時期と比べてさらに+35人(+70.0%)となっています。
- ◆ 事故の型別では、「転倒」が28人で全体の32.9%を占めており、次いで「その他」17人、「墜落・転落」10人、「飛来・落下」と「はさまれ・巻き込まれ」が各6人、「崩壊・倒壊」5人、などとなっています。
- ◆ 業種別では、製造業が18人と最多で、次いで保健衛生業が14人、運輸業が13人、建設業が12人、商業と接客娯楽業が各8人などとなっています。

労働災害事例

- ◀「その他の事業」 ◯事故の型：墜落・転落 ◯50代男性(経験年数約30年) ◯休業見込み：4日
2tトラック(箱型)からの荷降ろしの際、荷台後部で踏み、地上に頭から墜落した。(額部裂傷)
- ◀「製造業」 ◯事故の型：はさまれ、巻き込まれ ◯20代男性(経験年数1ヶ月) ◯休業見込み：1ヶ月
ラベル作成用のローラーを稼働中のまま清掃していて、手袋が巻き込まれた。(人差し指損傷)

※ このほか、転倒災害が多数発生しています